

# 令和6年度青森県教育委員会情報発信業務 仕様書

## 1 目的及び業務概要

青森県教育委員会公式SNSを開設し、保護者をはじめとする県民の興味・関心を引く情報を継続してタイムリーに発信することとし、当該業務を委託するものである。

## 2 業務名

令和6年度青森県教育委員会情報発信業務

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務内容

令和6年度は事業初年度となることから、契約後、1か月程度の打合せ期間及び準備期間を設け、受注者は5月からSNSの運用業務を行う。

なお、受注者がSNSの運用業務を開始する前の期間においては、必要に応じて発注者が単独でSNSの運用業務を行う。

※毎月の想定スケジュールは別紙を参照のこと。

### (1) 情報発信

#### 【取材による動画・原稿作成及び投稿】

- ①受注者による取材をもとに、動画（ショート動画を想定）による発信を月1回以上行う。なお、取材事項については、発注者と協議の上決定する。
- ②テキスト及び静止画のSNSへの投稿を週1～3回、年100回以上行う。投稿内容は、①で作成した動画の静止画や取材時の写真をメインとする。

#### 【発注者が提供する「広報予定一覧」による原稿作成及び投稿】

- ①発注者が前月中旬ごろに提供する「広報予定一覧」をもとに、各行事等の概要について親しみやすい表現を用いて原稿を作成し、SNSへ投稿する。（毎月20件程度を想定）

### (2) 発信内容及びコメント等の集約

受注者は、発信内容及び各種SNSに寄せられたコメント等を集約して報告書を作成し、当月分を翌月10日までに発注者へ提出する。

### (3) 発注者との打合せ

毎月1回以上、受注者と発注者で打合せを行い、取材事項の協議や業務の遂行状況、SNS運用に関し改善を要する点等の情報共有を行う。

オンラインによる打合せも可とするが、その場合は受注者が打合せに必要な事前準備（オンライン会議用リンクの発行、受注者側で使用する機材・通信環境の確保等）を行うものとする。ただし、発注者側で使用する機材及び通信環境の確保は発注者が行う。

## 5 業務の履行場所

受注者の以下（1）～（3）間の移動に係る経費についてすべて委託額に含むものとする（別途支給は行わない）。

- (1) 青森県教育庁教育政策課（発注者との打合せ等）

- (2) 受注者の所在地（各種SNSの投稿作業等）
- (3) 取材場所（行事に係る取材等。県内に所在する学校・教育機関等を想定）

## 6 業務実施体制

受注者は、本業務に必要な人員を配置・確保し、契約後速やかに責任者及び担当者等を発注者に書面により報告すること。なお、報告した内容に変更が生じた場合も同様に、速やかに書面により申し出るものとする。

## 7 業務完了報告書

委託業務完了後、業務完了届（様式任意）を発注者へ提出すること。

## 8 再委託

本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者に書面により承諾を求めるとともに、上記6により報告する業務遂行体制に記載すること。ただし、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

## 9 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知ることとなった情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、当該情報の漏えい、滅失、毀損等を防止し、適正に管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

## 10 その他

- (1) 受注者は、本業務について発注者と速やかに連絡調整できる体制づくりに努めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## 青森県教育委員会情報発信事業におけるスケジュール

○発注者が周知を希望する事項について、下記のとおり分類し、作業を進める。

なお、②については、取材事項として決定しなかった場合は①として取扱い、情報発信を行うこととする。

①SNSでの発信を希望する事項      ②受注者の取材を希望する事項

	発注者	受注者
前月1日～10日	・【①・②】県教委内での希望取りまとめ	
前月11日～15日	・【①】広報予定一覧作成	
前月15日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・【①】広報予定一覧を業者へ提供</li> <li>・【②】取材事項の決定、打合せ（内容、日程等）</li> <li>・定例打合せ</li> </ul>
前月15日～25日		<p>【①（※）】広報予定一覧により投稿内容（テキスト原稿）作成 ※②のうち、取材事項として決定しなかった事項を含む。（以下同様）</p>
前月26日～30日	【①】業者作成の投稿内容（テキスト原稿）確認	
当月	・【②】取材によるショート動画、テキスト原稿の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【②】前月の打合せ内容に基づく取材</li> <li>・【②】取材によるショート動画作成・投稿</li> <li>・【②】取材によるテキスト原稿作成・投稿</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショート動画／月1回以上</li> <li>・テキスト・静止画／週1～3回 (年間100回以上)</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【①】広報予定一覧に基づき作成したテキスト原稿の投稿（毎月20件程度を想定）</li> <li>・【①・②】前月の発信内容についての報告書提出（毎月10日まで） ※報告内容には、県教委が独自に発信を行ったものを含めることとする。</li> </ul>

※日付は目安であり、多少前後する可能性がある。